

沖縄県立芸術大学写真撮影等に関する基準

平成7年2月28日

学 長 裁 定

1 写真撮影等について

(1) 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)が所蔵する美術品、工芸品、考古資料等(以下「美術品等」という。)の写真撮影、映画撮影、テレビジョン撮影若しくはビデオ撮影又は模写、模造等(以下「撮影等」という。)は、教育研究に支障がない限り、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。

ア 撮影等により、美術品等の保存に悪影響が生ずると認められる場合

イ 好ましくない用途に供するため、撮影等が行われると認められる場合

ウ 美術品等のうち、寄託品等であるもの又はほかに著作権者があるものについては、事前にそれぞれ当該寄託物又は当該著作権者の書面による同意を得ていない場合

エ 本学に属する写真原板からの複製により、目的を達成できると明らかに認められる場合

オ その他撮影等を許可することが適当でないと思われる場合

(2) (1)の規定により許可を与えるに当たっては、別紙様式第1の申請書の提出を求め、別紙様式第2の許可書を交付する。この場合、必要に応じて許可の条件を付するものとする。

(3) (1)の規定により許可を与える場合は、別表第1に掲げる料金を徴収するものとする。

(4) 次に掲げる場合は、(3)の規定にかかわらず無償とし、又は別表第1に掲げる金額の半額に相当する料金を徴収するものとする。

ア 無償とする場合

(ア) 県の事業又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合

(イ) 県の事業又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化に係る事業の普及に特に役立つと認められる用途に供することを目的とする場合

(ウ) 私立の学校又は研究所の教育又は研究の用途に供することを目的とする場合

(エ) 専ら学術研究の用途に供することを目的とする場合(学術研究誌に掲載する場合を含む。)

(オ) 専ら報道を目的とする用途に供することを目的とする場合

- (カ) 本学が監修する事業の用途に供することを目的とする場合
- (キ) 本学が無償貸付けを許可した美術品等の展覧会で、図録作成等の宣伝を目的とする場合
- イ 別表第1に掲げる金額の半額に相当する料金を徴収する場合
- (ア) 教育、学術又は文化に係る法人その他の団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合（アに該当するものを除く。）
- (イ) 本学が後援し、又は協賛する事業の用途に供することを目的とする場合。
- (ウ) 教育若しくは学術研究の推進又は営利を目的としない文化の向上のための事業の用途に供することを目的とする場合
- (エ) その他減額すべき特別の事情がある場合

2 写真原板の使用について

(1) 美術品等の写真の原板で本学に属するもの(以下「写真原板」という。鎌倉芳太郎撮影ガラス乾板等は含まず。)の使用は教育研究に支障がない限り、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。

ア 好ましくない用途に供するために写真原板の使用が行われると認められる場合

イ 美術品等の著作権者若しくは所有者又は美術品等の写真の著作権があるものについては、事前にそれぞれ当該著作権者又は所有者の書面による同意を得ていない場合

ウ その他写真原板の使用を許可することが適当でないと認められる場合

(2) (1)の規定により許可を与えるに当たっては、1の(2)の規定を準用する。

(3) (1)の規定により許可を与える場合は、別表第2に掲げる料金を徴収するものとする。

(4) 1の(4)の規定は、(3)の場合に準用する。

3 複製及び営利上映について

(1) 本学に著作権が属する映画(ビデオテープを含む。)若しくはスライド(以下「映画等」という。)又は出版物の複製(以下「複製」という。)及び映画等の営利を目的とする上映又はテレビジョン放送(以下「営利上映等」という。)は、教育研究に支障がない限り、次に掲げる場合を除き、許可するものとする。

ア 好ましくない用途に供するため複製又は営利上映等が行われると認められる場合

イ その他複製又は営利上映等を許可することが適当でないと認められる場合

(2)(1)の規定により許可を与えるに当たっては、1の(2)の規定を準用する。

(3) (1)の規定により許可を与える場合は、別表第3に掲げる料金を徴収するものとする。

(4) 1の(4)の規定は、(3)の場合に準用する。

附 則

1 この基準は、平成7年3月1日から実施する。

2 寄託された美術品等に係る撮影等の料金については、1の(3)に規定にかかわらず、当分の間、1,030円とする。

別表第1

写 真 撮 影 等 料 金		
区 分	料 金	備 考
写真撮影	単価フィルム	1点につき 4,120円
	マイクロフィルム	1点につき50コマまで 4,120円 50コマを超える場合は50コマごとに 2,060円
映画撮影(テレビジョン撮影及びビデオ撮影を含む)	1点につき 5,150円	単片フィルムによる写真撮影においては、美術品等1個につき4シャッターまでを1点とする。
模 写	1点1日につき 2,060円	
模 造	1点1日につき 2,060円	
熟 覧	1点1日につき 1,030円	
その他	その都度定める。	

別表第2

写 真 原 板 使 用 料 金		
区 分	料 金	備 考
単片フィルム等	1枚につき 3,090円	印画紙代その他の材料費は、申請者の負担とする。
マイクロフィルム	1点(件)につき50コマまで 3,090円 50コマを超える場合は50コマごとに 1,545円	

別表第3

複製等料金			備考
区分		料金	
映画(ビデオを含む。)、スライド又は出版物の複製販売	映画	販売価格(本体価格)×複製本数×5/100	
	スライド	×103/100	
	出版物	販売価格(本体価格)×複製部数×3/100 ×103/100	
映画(ビデオを含む。)若しくはスライドの営利上映又はテレビジョン放送	上映契約者が第三者から徴収する上映料の10/100×103/100		
映画(ビデオを含む。)の一部抜焼き	1分間当たり 5,150円		
その他	その都度定める。		

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

沖縄県立芸術大学長 殿

申請者 住 所
会 社 名
代表者氏名

印

写 真 撮 影 等 許 可 申 請 書

貴学所蔵品を下記により使用したいので、許可くださるよう申請します。

記

	1 写真撮影 2 映画撮影 3 テレビ撮影 4 ビデオ撮影 5 模写・模造 6 熟覧 7 原板使用 8 焼付写真使用 9 その他	
被 写 物 等 の 名 称		点 数
出版物等の名称		
発行部数	部	
発行年月日	平成 年 月 日	
著作権所有者の承諾書		
そ の 他		

(別紙様式第2)

第 号
平成 年 月 日

許 可 書

殿

沖縄県立芸術大学長

平成 年 月 日付けで申請があった写真撮影等については、下記により許可
します。

記

- 1 目 的
- 2 被写物の名称
- 3 発行部数 部
- 4 料 金 円
- 5 納入方法 本学学長の発行する納入告知書又は納付書による金額を県に納入すること。ただし、一度納入したものについては還付しない。
- 6 その他
 - (1) 撮影又は原板使用に際しては、係員の指示に従うこと。
 - (2) 願出以外の目的には使用しないこと。
 - (3) 掲載面のかたわらに「沖縄県立芸術大学所蔵」と記載すること。
 - (4) 美術品又は原板に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。
 - (5) 美術品等撮影した原板は、速やかに本学に納付すること。
 - (6) 発行等を行ったときは、当該刊行物を2部本学に提出すること。
 - (7) 再版の場合についても再申請すること。
 - (8) その他係員の指示に従うこと。

[注意] 上記記載のことに違反したときは、以後許可しないこととなりますので、ご注意願
います。